

商工貿易会館管理要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号。以下「条例」という。）及び北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）に定めるもののほか、北九州市立商工貿易会館（以下「商工貿易会館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の条件)

第2条 市長（指定管理者が行う業務にあつては、指定管理者。以下同じ。）は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を許可することができる。

(使用者の守るべき事項)

第3条 使用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用目的のために認められた物品以外の物品を展示し、販売し、又は持ち込まないこと。
- (2) 定められた場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (3) 許可なくして、壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (4) 許可を受けた施設及び設備・器具以外のものを使用しないこと。
- (5) 器具等を場外に持ち出さないこと。
- (6) 場外から飲食物を持ち込まないこと。

(入場の制限)

第4条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) めいていしているとき。
- (2) 定員を超える使用をしたとき。
- (3) 危険物の使用を伴う使用をしようとしたとき。
- (4) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる使用を行う場合であつて、これに対する対策が十分でなく、他の利用者や一般市民に危険がおよぶおそれがあるとき。

(使用の申請)

第5条 商工貿易会館を使用しようとする者は、商工貿易会館使用申込書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、商工貿易会館の使用を許可しない。

- (1) わいせつな行為その他善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の利益になると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、商工貿易会館の使用の許可を取消し、又は使用を停止することができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により使用の許可を受けるとき。
 - (2) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。
 - (3) 宗教的宣伝活動のための使用をしようとしたとき。
 - (4) 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示に従わないおそれがあるとき。
 - (5) 犯罪行為又は犯罪を讃え、あおり、そそのかす等の行為をしたとき。
- 2 前項の規定に基づく使用の許可の取消し又は使用の停止によって使用者が受けた損害については、市の賠償の責めを負わない。

第7条の2 商工貿易会館の施設の使用料は、事務室を除き、第5条の許可の際納入しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りではない。

(私用光熱水費等使用料)

第7条の3 商工貿易会館の事務室及び目的外使用における光熱水費及び共益費は、実質使用料とし、使用者の負担とする。

- 2 光熱水費は、使用者ごとにメーターを設置して使用料を徴収する。ただし、これにより難しい場合は、面積、人員等を算定の基礎として金額を定める。
- 3 共益費（清掃・保守・警備委託等の経費及び共用部分の光熱水費）は、面積、人員等を算定の基礎として定めた使用料（月額 930円/m²）を徴収する。

(使用料の不返還)

第8条 既納の使用料は原則として返還しない。ただし、天災等使用者の責任によらない理由によって使用できない場合、又は使用日の15日前までに届け出た場合は、既納の使用料は返還する。

(使用料の減免)

第9条 条例第5条の規定に基づく使用料の減免は、別表1に定めるところによる。

2 使用料の減免を受けようとする者は、商工貿易会館使用料減免申請書を提出しなければならない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は使用が終わったとき、又は第7条の規定により使用の許可の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

2 前項の規定により返還するときは、速やかにその旨を係員に届け出て、点検を受けなければならない。

(転貸等の禁止)

第11条 使用者は、商工貿易会館を使用する地位を譲渡し若しくは転貸し、又は市長が許可した使用目的以外の目的に使用してはならない。

(損害賠償)

第12条 使用者が建物及び設備を滅失し、又はき損したときにおいて、原状回復ができないときは、市長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年10月31日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

別表第1

区 分	減免の対象となるもの	減 免 率
北九州市が主催又は共催する 行事に使用する場合	ホール、会議室及び設備・器 具の使用料	50%
商工業及び貿易の振興を図る 目的で使用する場合	上記に同じ	20%